

平成 24 年 5 月 3 日

異議申立書

農林水産大臣 殿

異議申立人

野中公彦

行政不服審査法第 6 条の規定に基づき、下記のとおり異議申し立てをする。

1. 異議申立人の住所、氏名、年齢

現住所 *****

氏名 野中公彦（41 歳）

電話番号 *****

2. 異議申し立てに係る処分

農林水産大臣の平成 24 年 2 月 27 日付け 23 消安第 5670 号による行政文書不開示決定処分

3. 異議申し立てに係る処分があったことを知った年月日

平成 24 年 3 月 6 日

4. 異議申し立ての趣旨

第 2 項記載の処分を取り消すとの決定を求める。

5. 異議申し立ての理由

(1) 異議申立人らは、平成 24 年 1 月 23 日、処分庁に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基き「食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会第 16 回から第 19 回までの議事録、音声記録及び関係資料等の一切の文書」等の開示を請求した。

(2) 処分庁は、平成 24 年 2 月 27 日、これを部分開示とする処分をした。

(3)本件処分の理由として、以下の1から4の記載があった。

1 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会第16回の議事録及び録音記録については、当該会議が持ち回りでの審議であったことから、不存在のため不開示とした。

2 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会第17回から第19回までの録音記録については、不存在のため不開示とした。

3 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会第17回から第19回までの議事録のうち、議論の内容(発言委員名は除く)については、これらを公にすることにより、委員が議論の過程における一発言まで論難され、責任を問われることをおそれるがあまり、本来、専門的・技術的な観点から活発になされるべき議論が十分になされなくなり、今後同小委員会を行う際に、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第5号及び第6号柱書きに該当するので、不開示とした。

4 省略

(4)しかし、異議申立てに係る処分は、次のとおり違法である。

1 の理由について

持ち回りでの審議であったからといって、議事録でなくとも、担当官による聞き取り簿は存在しなければおかしい。よって録音も存在するはずである。

2 の理由について

会議の議事録、議事要旨を作成するうえで実務上、録音しないことはありえない。文字起こしされた原稿は、農林水産省担当課により音声記録と照合されていなければおかしい。よって、当然ながら小委員会の会議の録音記録は、

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第2条の2に定義されている公文書以外の何物でもない。以下同法第2条の2

「この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取

得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。」

3の理由について

論難とは、「相手の不正や誤りを論じ立てて非難すること」と辞書にある。これは、正当な批判であり、情報公開法の目的に沿っている。処分庁は、批判されることが、法律第5条第5号及び第6号柱書に該当すると主張しているに他ならず、情報公開法の目的と相反していることは、子供でも容易に理解できるであろう。公にされると不正や誤りを指摘されることをおそれて専門的・技術的な観点から議論できなくなるような「専門家」とは、一体何なのか。そのような人物は、公職である委員になる資質が無い。

処分庁の主張する「今後同小委員会を行う際に、率直な意見の交換ができなくなるおそれ」は、存在したらおかしい。

また、今後同小委員会を行う際の意思決定の中立性についてであるが、審議会等の整理合理化に関する基本的計画では、審議会等の運営に関する指針(別紙3)が定められている。

指針(別紙3)では、3. 議事の項の(2)に基本的な政策の審議及び答申について「基本的な政策を審議する審議会等は、有識者等の高度かつ専門的な意見等を聴くため設置されるものであり、行政府としての最終的な政策決定は内閣又は国務大臣の責任で行うものであることを踏まえ、審議及び答申を行うに際しては、次の点に留意するものとする。」と規定されている。

以下は、留意点の③

「審議を尽くした上でなお委員の間において見解の分かれる事項については、全委員の一致した結論をあえて得る必要はなく、例えば複数の意見を並記する

など、審議の結果として委員の多様な意見が反映された答申とする。」

このように審議会等の運営に関する指針から、審議会等は意思決定の場では、無い。よって処分庁が主張するような「小委員会を行う際の意思決定の中立性」は、本来存在しないはずである。

また、審議会等の運営に関する指針では、「会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する」となっている。

(5)以上のように本件処分は違法であり、よって、本件処分の取り消しを求めるため、本意義申立てを行った。

6. 処分庁の教示の有無およびその内容

「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、農林水産大臣に対して異議申し立てをすることができます。」旨の教示があった。